

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
1	独立行政法人 環境再生保全 機構	福岡県八 女市の女 性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、夫（以下「未申請死亡者」）が指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に起因して死亡したとして、処分庁に対し、特別遺族弔慰金・特別葬祭料を請求したが、処分庁が令和5年3月3日付けで、同請求に係る認定を行わないとする処分（以下「原処分」という。）をしたため、請求人が、同月31日付けで不服審査請求した事案である。 未申請死亡者の職業歴等から大量の石綿ばく露の可能性は否定できず、著しい呼吸機能障害も認められ、処分庁に提出された放射線画像からびまん性胸膜肥厚は認められたが、剖検に伴う病理資料に基づく当審査会での病理診断では、強度の胸膜肥厚は認められるものの細菌性の膿胸後の線維性胸膜炎に真菌感染が加わったものが考えられたが剖検所見のみでは鑑別困難とされ、当審査会において、未申請死亡者が膿胸と診断されたより以前の放射線画像も含めて画像診断を行った結果、膿胸と診断される以前の放射線画像ではびまん性胸膜肥厚は認められず、処分庁に提出された画像でみられたびまん性胸膜肥厚は、膿胸に起因するものであり、石綿ばく露に起因するとはいえず、未申請死亡者が、石綿健康被害救済制度における著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったと判定することはできない。 以上より、原処分は相当である。
2	独立行政法人 環境再生保全 機構	神奈川県 横浜市の 男性	中皮腫 認定	棄却 本件は、請求人が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったとして法第4条第2項に基づく認定を申請したところ、処分庁が令和6年2月6日付けで当該認定をしない旨の原処分をしたことから、請求人が同年3月21日付けで審査請求をした事案である。 病理組織診断においては、免疫染色の結果、「良悪鑑別困難な異型中皮細胞」と判断され、中皮腫の可能性は完全には否定できないものの、中皮腫と確定診断することはできないとされた。また、画像診断においては、中皮腫を疑う所見は見られず、他方、左右両側とも慢性胸膜炎を疑う所見が見られた。以上によれば、請求人が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったとは認められない。 よって、原処分は相当である。